

「茨城県いじめの根絶を目指す条例案」への意見に対する考え方について

1 実施期間

令和元年10月17日（木）から31日（木）まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 14名（25件）

3 御意見の概要と考え方

（いじめ防止対策推進法：「いじめ防止法」と表記）

該当条項	御意見の概要	考え方
第2条第1号 (定義)	①自分では遊びのような感覚 でしていても、いじめと思わ れることもある。いじめとそ うでないものの違いは何か。	○ いじめの定義については、いじめ防 止法と同様に、「児童生徒に対して、 当該児童生徒が在籍する学校に在籍 している等当該児童生徒と一定の人的 関係になる他の児童生徒が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の 対象となった児童生徒が心身の苦痛 を感じているもの」としております。
	②社会で殴る蹴るがされている と暴力だと認識されるが、 学校の場合は、プロレスごっ こやいじりなどとして放置 されることがある。こうした 心のフレームを取り除くこ とが、児童生徒の心身の苦痛 を見逃さないことに繋がる と思う。	○ ご意見については、今後、いじめの ささいな兆候を見逃さず、積極的に認 知していく上で貴重なご意見として、 関係部署にお伝えいたします。
第3条第2項 (基本理念)	③いじめの問題は、学校だけ ではなく、家庭や地域の理解と 協力が必要で、特に、PTA と連携する必要があること から、PTAとの連携につ いて条例に入れるべきと考 えるかどうか。	○ ご意見のとおり、PTAとの連携は 重要でありますので、第3条第2項の 基本理念における「その他の関係者」 はPTAを含む趣旨で規定しており ます。
第3条第3項 (基本理念)	④今の学校では見かけないが、 中学校ではいじめられている 子がいた。一番身近な私 たちが、いじめをしない、い じめを無くすために考える ことが大切だと思う。第3条第	○ 賛同のご意見として受け取らせて いただきます。 ご意見については、いじめの防止等 のための授業に係る貴重なご意見と して、関係部署にお伝えいたします。

該当条項	御意見の概要	考え方
	<p>3項は、私たちが当事者であることが伝わってくる。授業でこのことを教えてもらいたい。いじめを見かけたときにどうするか、どうすればいじめが起きないか私たちが話し合う授業があればみんなが協力していじめを無くしていけると思う。</p>	
<p>第4条 (いじめの禁止)</p>	<p>⑤ 条例に実効性を持たせるため、いじめた児童生徒に対する罰則を規定すべき。反省が見られない加害者は厳罰に処すべき。</p>	<p>○ 条例案の基本理念として、第3条第3項では、児童生徒がいじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指しているため、いじめた児童生徒に対して、第8条第1項や第9条第3項では、学校や保護者が連携して、いじめをやめさせ、繰り返さないよう指導することを求めています。</p> <p>また、ご意見のとおり、いじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものが含まれますので、教育的な配慮や被害者の意向へ配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であることから、第16条第4項を規定しております。</p> <p>罰則については、いじめが抵触する可能性がある法律上の刑罰がありますので、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。</p>
<p>第8条第2項 (学校及び校長その他の教職員の責務)</p>	<p>⑥ 教員のいじめが取りざたされているので、第8条第2項で教職員のいじめに類する行為を禁止していることは良いが、罰則も規定すべき。</p> <p>⑦ 兵庫県で教師のいじめが起きた。あつてはならないことである。教師のいじめを禁止しているのはタイムリーなので、そのまま残していただきたい。線引きが難しいかもしれないが、悪質な場合には</p>	<p>○ 教職員のいじめに類する行為はあつてはならないことであり、他県で事案が発生したことも踏まえ、本県独自に第8条第2項を規定しております。</p> <p>罰則については、刑法などの法律上の罰則が規定されておりますので、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。</p>

該当条項	御意見の概要	考え方
	罰則があった方がいいのではと感じるが、どうか。	
第10条第3項 (県民の役割)	⑧第10条第3項で県民がいじめの根絶に努めるのは素晴らしい試みだと思う。様々なハラスメントが問題になっている。セクハラ、モラハラ、パワハラなど。性的マイノリティの方や障害者の方や外国人の方は差別を受けやすいと言われている。人権意識の向上につながる政策を期待している。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。 ご意見については、今後の人権意識の向上の政策に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
第13条 (いじめの未然防止)	⑨第13条は、県、市町村、学校、家庭、地域社会、幼稚園、保育所、認定子供園と主体が網羅されている。加害者を生まない社会に向けてお力添えいただきたい。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。ご意見を踏まえ、引き続き、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。
第15条第3項 (学校でのいじめの相談、通報等)	⑩子供は、教員に相談したせいでまたいじめられるかもしれないと心配して相談できないことがある。第15条第3項で、相談者等の秘密の保持を図っているのは大切な視点だと思う。子供が相談しやすいよう、秘密が守られることをきちんと教える必要がある。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。 ご意見については、相談しやすい学校の環境づくりに係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
第16条第1項 (いじめに対する措置)	⑪不登校になっている児童生徒の学習の場の確保のためにはフリースクールなどとの連携が必要だと思う。	○ ご意見のとおり、いじめに起因して不登校になっている児童生徒への支援に当たっては、フリースクールなどの関係者との連携が重要でありますので、第16条第1項ではフリースクールなどの関係者との連携を求めています。
第16条第4項 (いじめに対する措置)	⑫犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて、第16条第4項で学校の対応を定めていることは良い。警察に委ねるべき。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。
第16条第8項 (いじめに対	⑬事実が隠蔽されないよう、第16条第8項の情報提供を行	○ ご意見のとおり、情報提供に当たっては、個人情報保護への配慮が重要

該当条項	御意見の概要	考え方
する措置)	う必要性は理解できるが、その場合には、個人情報の保護にも配慮が必要だと思う。	でありますので、第16条第8項では、個人情報の保護への配慮も踏まえて、情報の提供を適切に行うよう求めております。
第17条第1項 (教職員の資質の向上及び人材の確保)	⑭ 高校の教員として働いてきたが、条例案で気になったのは、子どもたちと直接関わる教職員に対して「質の向上と人材の確保」が提言されていることである。いじめがあってもすぐに対応できないのは教職員の「質の問題」ではなく、働き方の問題である。研修を充実すべきと言う場合でも、研修の時間をどのように確保するかを明らかにすべき。長時間労働の問題などが改善されずに県議会で「条例」ができると、学校では「いじめゼロ宣言」等に取り組むことが多くなるのではないか。結果的に「これはいじめではない」という判断が出されて、いじめが隠蔽されることになる。いじめかいいじめでないかの判断ではなく、生徒間のトラブルに対して丁寧な対応、指導ができるような学校環境を作っていく必要があり、教師間の話し合い、生徒間の話し合い、保護者と学校や行政機関との話し合いの機会を多様に作り出していく必要がある。そのためにも、現在の学校の長時間労働の改善は急務。条例案の策定にあたっては、こうした観点での見直しが必要であると考えます。	○ いじめの防止等を図る上で重要な学校の取組を適切かつ効果的に行うため、第17条第1項では、いじめの未然防止、早期発見・早期解消等に向けて教職員の技能の習得や向上を図ることに加えて、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識の醸成を図るため、研修の充実を求めております。 また、第8条第5項で求めている「いじめのない学校運営」は、基本理念にのっとり、児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するという観点からのものであり、いじめの隠蔽とは異なるものでありますが、その実現に向けては、ご意見のとおり、労働時間も含めた教職員の働き方の改善を図り、教職員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保できる学校運営が課題だと認識しております。 いばらき自民党では、令和元年第3回定例会で、「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持」を国に求める意見書を提出するなど、教職員の定数改善等に取り組んでまいりましたが、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。 ご意見については、学校の長時間労働の改善や研修を受けやすい学校環境づくり等に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
第19条 (啓発活動)	⑮ 子供達がこの条例を理解できるように、普及に力を入れていただくよう要望する。	○ 社会総がかりでいじめの防止等に取り組むためには、啓発活動が重要でありますので、第19条で啓発活動の推進を求めております。

該当条項	御意見の概要	考え方
		ご意見については、今後の啓発活動の推進に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
第 21 条 (いじめ調査委員会)	⑩第 21 条の調査委員会には、必ず専門的な知識がある第三者が参画するようにしてはどうか。	○ 第 21 条第 3 項では、調査委員会の委員の人選を含めた組織及び運営に関する詳細については、専門的・技術的な知見を有する県教育委員会に委任しておりますので、ご意見については、調査委員会の組織に係る貴重なご意見として、県教育委員会にお伝えいたします。
—	⑪本県独自の内容が多く意気込みを感じる。子供は社会の宝であり、少子化を止めるためにも、いじめ対策は重要である。条例が絵に描いた餅にならないよう、教育予算の確保や信頼できる教員の養成がされるか、チェックしてもらいたい。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。ご意見を踏まえ、引き続き、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。
—	⑫学校によって、いじめの取組に温度差がある。条例ができるとどの学校でも取組が進むと思うので賛成。若い先生が増えてきているので、年配の先生の経験を伝えていくことも大事だと思う。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。 ご意見については、教員の育成・研修に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
—	⑬先生に相談できない人でも友達には相談しやすいと思う。友達からいじめの相談をされた時はどうすればいいか。	○ 一人で抱え込むことなく、身近な信頼できる大人に相談してください。もし、学校等への相談も難しい場合は、県の相談機関等に相談、情報提供してください。 https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/soudan/kikan1.html
—	⑭社会総がかりで取り組むという方針に大賛成。条例の制定により、一人一人が真剣にいじめに向き合う契機になるよう、引き続き、尽力いただきたい。	○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。ご意見を踏まえ、引き続き、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。

該当条項	御意見の概要	考え方
—	②①教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、教職員数を増やすことも必要である。	○ ご意見のとおり、教職員定数の改善は重要な課題でありますので、いばらき自民党では、令和元年第3回定例会で、「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持」を国に求める意見書を提出するなど、教職員定数等の改善に取り組んでまいりましたが、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。
—	②②いじめの根絶の鍵は、いじめ防止法や文科省の通達等を学校現場に確実に浸透させることと、教員の働き方改革を実のあるものとする。担任が雰囲気の良いクラスづくりをできるといじめは減る。担任がいない休み時間はいじめが発生しやすい。常に担任の目が届くように、担任の二人+α制度の導入が必要。そのためには教職員の数を増やすことや教員が教育に専念できるよう仕事の取捨選択が必要。学校現場の生産性を向上させるためには、投入するリソースを増やすことが必要であり、県の教育行政に人や予算をもっと充ててもらいたい。	○ ご意見のとおり、教職員定数の改善や教育予算の確保は重要な課題でありますので、第23条で県に対し、財政上の措置を講ずるよう求めています。 ○ また、いばらき自民党では、令和元年第3回定例会で、「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持」を国に求める意見書を提出するなど、教職員定数の改善等に取り組んでまいりましたが、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。 ご意見については、いじめの防止等のための学校運営等に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。
—	②③初期初動として管理者が一人で動くのではなく、「いじめ」のような事案では「チーム学校」の概念を優先して「共通守秘義務」の中での事実確認が欠かせない。「いじめ」と感じたから被害者と認定される、という単純な構造でなく、まずは丁寧な事実確認で子どもどうしの関係性を見ていくことが重要。「いじめ防止法」では被害者過失0：加害者過失100という見立てになってしまうが、現実	○ ご意見のとおり、いじめの問題に対しては、専門家も入れた「チーム学校」で取り組むことが重要でありますので、第8条第1項で、専門家も含めた関係者と連携し、学校全体でいじめの問題に取り組むことを求めています。 また、学校を支援するため、第17条第2項で、県に対して、カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を学校の求めに応じて派遣する等に努めるよう求めています。

該当条項	御意見の概要	考え方
	<p>的にはどっちもどっちの場合においては、声高に「やられた」と主張することにより「被害者」を勝ち取ることができる。まずは学校において管理者責任だけでなく、専門家も入れた「チーム学校」で「いじめ」に丁寧に取り組む姿勢が必要であることを盛り込んでもらいたいと思う。</p>	
—	<p>②④ 条例案良いと思う。小，中，高校でそれぞれいじめの形態は異なると思う。実態に応じた教育を進めてもらいたい。いじめが理由で登校拒否になっている子供たちがひとりでも減るよう，働きかける必要があると思う。</p>	<p>○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。 ご意見については、いじめの実態に応じた教育の推進等、今後のいじめの防止等の取組に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。</p>
—	<p>②⑤ 是非とも、このような条例にのっとり子供達に子供時代を楽しんで過ごしてもらいたい。いじめへの介入は難しく、いじめている側が自分がいじめを行っている自覚が少ないと感じている。また、いじめられている側も自分に価値がないからいじめを受けると思っている事が多いのではないか。特に介入の場合は、なるべく、その場を押しえられれば良いと思う。真剣に本気でこの条例をやってほしい。</p>	<p>○ 賛同のご意見として受け取らせていただきます。ご意見を踏まえ、引き続き、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。 ご意見については、いじめの問題における介入の在り方等、今後のいじめの防止等の取組に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。</p>